

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会 （諮問 23（情）第 105 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 11 月 4 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書（以下これらを総称して「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下これらを総称して「本件請求」という。）をした。

- (1) 平成 22 年 3 月 31 日付け 20 広情個審第 60 号による「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について（通知）」に添付された、①口頭で意見を述べる機会の様式（例文）②補佐人の付添いについての様式（例文）の中で「事実と異なる年号」（以下「本件年号」という。）を明記していることから、本件年号を明記した根拠を具体的に確認できる文書（以下「本件請求文書 1」という。）、及び本件年号については、開示請求日現在においても訂正（謝罪を含む）されずにいることから、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の事務局でもある広島県総務局広報広聴課行政情報室（以下「行政情報室」という。）によって訂正（謝罪を含む）されないことが広島県の適正な行政であることを記載している文書（以下「本件請求文書 2」といい、本件請求文書 1 についての開示請求を「本件請求 1」、本件請求文書 2 についての開示請求を「本件請求 2」という。）
- (2) 平成 22 年 3 月 31 日付け 20 広情個審第 61 号による「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について（通知）」に添付された、①口頭で意見を述べる機会の様式（例文）②補佐人の付添いについての様式（例文）の中で「事実と異なる文書年月日」（以下「本件文書年月日 1」という。）を明記していることから、本件文書年月日 1 を明記した根拠を具体的に確認できる文書（以下「本件請求文書 3」という。）、及び本件文書年月日 1 については、開示請求日現在においても訂正（謝罪を含む）されずにいることから、審査会の事務局でもある行政情報室によって訂正（謝罪を含む）されないことが広島県による適正な行政であることを記載している文書（以下「本件請求文書 4」といい、本件請求文書 3 についての開示請求を「本件請求 3」といい、本件請求文書 4 についての開示請求を「本件請求 4」という。）
- (3) 平成 22 年 3 月 31 日付け 20 広情個審第 62 号による「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について（通知）」に添付された、補佐人の付添いについての様式（例文）の中で「事実と異なる文書年月日」（以下「本件文書年月日 2」という。）を明記していることから、本件文書年月日 2 を明記した根拠を具体的に確認できる文書（以下「本件請求文書 5」という。）、及び本件文書年月日 2 については、開示請求日現在においても訂正（謝罪を含む）されずにいることから、審査会の事務局でもある

行政情報室によって訂正（謝罪を含む）されないことが広島県による適正な行政であることを記載している文書（以下「本件請求文書6」といい、本件請求文書5についての開示請求を「本件請求5」といい、本件請求文書6についての開示請求を「本件請求6」という。）

- (4) 平成22年3月31日付け20広情個審第64号による「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について（通知）」に添付された理由説明書（以下「本件理由説明書」という。）の「1事案の概要」（4）1ページ目の下から3行目に、事実と異なる文書番号（以下「本件文書番号」という。）を明記していることから、本件文書番号を明記した根拠を具体的に確認できる文書（以下「別件請求文書」という。）、及び本件文書番号については、開示請求日現在においても訂正（謝罪を含む）されずにいることから、審査会の事務局でもある行政情報室によって訂正（謝罪を含む）されないことが広島県による適正な行政であることを記載している文書（以下「本件請求文書7」といい、本件請求文書7についての開示請求を「本件請求7」という。）

## 2 本件請求に対する決定

実施機関の担当部署である総務局総務課（以下「総務課」という。）は本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下本件請求1に対する決定を「本件処分1」といい、本件請求2に対する決定を「本件処分2」といい、本件請求3に対する決定を「本件処分3」といい、本件請求4に対する決定を「本件処分4」といい、本件請求5に対する決定を「本件処分5」といい、本件請求6に対する決定を「本件処分6」といい、本件請求7に対する決定を「本件処分7」といい、本件処分1から本件処分7までを「本件処分」と総称する。）を行い、平成23年11月17日付けで異議申立人に通知した。

なお、別件請求文書については、実施機関の担当部署である総務局人事課において、作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、平成23年11月17日付けで異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年11月21日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、本件請求文書を作成又は取得していないという不当な理由を持ち出して開示しなかったものである。

(2) 実施機関は、これまでもホームページの中で事実と異なる記載を公表していても謝罪すらせず、自らの過失を闇に葬り去ることのみにその公権力を発揮している。本件処分についても、経緯についての説明や謝罪は一切なく、「行政文書不存在通知書」を送付しただけで真実の事実関係を隠匿しており、到底容認できない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

##### 1 本件処分1、本件処分3及び本件処分5について

本件請求文書1、本件請求文書3及び本件請求文書5は、当実施機関の総務課が事務局を務める審査会から、条例に基づく開示決定等に対して異議申立てを提起した者に対して、当該開示決定等を行った実施機関が作成した理由説明書を送付し、当該理由説明書に対する意見書を提出するよう求めた通知文（以下「本件通知文」という。なお、本件通知文を発出した当時の担当部署は行政情報室。以下同じ。）の中に、次のとおり誤りがあったことを踏まえ、誤った記載をした根拠を具体的に確認できる文書を求めるものと解される。

区分	本件通知文中にある記載内容	左記記載内容の誤りの内容
本件請求文書1	・平成22年4月29日付け ・平成2年4月29日付け	いずれも「平成20年4月29日付け」の記載誤り
本件請求文書3	・平成20年1月17日付け (4か所)	いずれも「平成20年4月28日付け」の記載誤り
本件請求文書5	・平成20年3月26日付け (2か所)	いずれも「平成20年4月28日付け」の記載誤り

これらは、文書作成上の記載誤りであって、その根拠を記載した文書は作成していない。

なお、本件通知文を作成した際の起案文書も確認したが、誤った記載をすることについての記述はなかった。

##### 2 本件処分2、本件処分4及び本件処分6について

本件通知文には、上記1のとおり記載誤りはあったものの、誤りのあった箇所は、開示決定等に対して異議申立てを提起した者に対して示した記載文例中に記載されており、また、その者にとっても、記載誤りであることは明白に分かると判断したことから、その者に対して訂正や謝罪を行っていないし、訂正や謝罪を行うことの検討も行わなかった。

よって、訂正や謝罪をしないことが広島県の適正な行政であることを記載した行政文書は作成していない。

##### 3 本件処分7について

本件理由説明書は、異議申立て事案の概要を説明する中で、本件理由説明書の担当部署である人事課が送付した決定書を特定するために、日付、文書記号及び文書番号が記載されており、そのうちの1か所の文書番号が誤っている。

本件理由説明書は、開示決定等を行った実施機関が審査会に対して、開示決定等を行った理由を説明したものであり、審査会の事務局の担当部署である総

務課においては、本件文書番号が誤りであることは明白であったこと、開示決定等に対して異議申立てを提起した者にとっても、当実施機関から特段の説明を行わなくても、本件文書番号が誤りであることは明白に分かると判断したことから、その者に対して訂正や謝罪を行っていないし、訂正や謝罪を行うことの検討も行わなかった。

よって、訂正や謝罪をしないことが広島県の適正な行政であることを記載した行政文書は作成していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分1、本件処分3及び本件処分5の妥当性について

実施機関は、上記第4の1のとおり、本件通知文の記載誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない旨説明する。

本件年号、本件文書年月日1及び本件文書年月日2の記載が数字誤りである以上、実施機関が当該誤りを認識しながら本件通知文を作成・提出するとは考え難く、誤りであれば本件通知文の送付前に正しい数字に訂正するのが通常であるから、当該誤りを認識していなかった数字の記載に関して、その根拠等を記述した文書は作成していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

なお、本件通知文の案文について何う起案文書を当審査会で見分したところ、当該部分の記載内容について、本件年号、本件文書年月日1及び本件文書年月日2を用いる根拠等は記載されていなかった。

したがって、実施機関が行った本件処分1、本件処分3及び本件処分5は妥当である。

### 2 本件処分2、本件処分4、本件処分6及び本件処分7の妥当性について

実施機関は、上記第4の2及び3のとおり、訂正や謝罪をしないことが広島県の適正な行政であることを記載した文書は作成していない旨説明する。

当審査会において、条例、広島県情報公開条例施行規則（平成13年広島県規則第17号）、広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定）などの情報公開関係規程及び広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）、広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）などの文書関係規程その他の規程を見分したところ、本件通知文及び本件理由説明書（以下「本件通知文等」という。）のように記載誤りがあった場合の取扱いについて、その基準を定めた規程は存在しなかった。

したがって、本件通知文等のように記載誤りがあった場合の取扱いについては、文書の作成の有無も含めて、実施機関の担当部署において判断を行っているものと認められる。

しかしながら、行政文書に記載される関係事案の文書の発信日付や文書番号は、当該関係事案を特定する上で重要な要素になるのであるから、本件通知文等についても、実施機関が記載誤りに気付いた時点で訂正しておくべきであった。

念のため、実施機関において、本件通知文等に係る記載誤りについて訂正や謝罪を行うかどうかについて検討等を行った文書が残されていないか実施機関に確認したところ、そのような文書はないということであった。

したがって、実施機関が行った本件処分 2，本件処分 4，本件処分 6 及び本件処分 7 は，結果として妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張**

異議申立人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって，当審査会は，「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第 6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24. 3. 16	・ 諮問を受けた。
平成 30. 9. 20	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 30. 10. 24	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 30. 11. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 9. 28 (令和 2 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 10. 29 (令和 2 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授